

平成30年度 都市税財源の充実確保について

1 地方法人課税のあり方

地方の貴重な自主財源である法人住民税の一部国税化は、受益と負担という地方税の原則に反するだけでなく、地方分権の進展に逆行し、地方自治の本旨に反するものである。国は、限られた地方財源の中で財源調整を行うのではなく、総体としての地方財源の拡充に取り組むこと。

2 地方消費税の清算基準について

清算基準については、税収の偏在是正を目的とせず、最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させるという制度本来の趣旨を踏まえ、統計で把握できる範囲と統計の比率を併せて高めていくこと。

消費代替指標である人口の比率を殊更に引き上げることは、地方分権の流れにも逆行するものであり、行わないこと。また、同じく消費代替指標である従業者数は、勤務地等における消費活動を反映させる指標として必要不可欠であり、引き続き清算基準に用いること。

仮に見直しを行う場合、その決定過程、理由、根拠等について広く明らかにすること。

3 固定資産税の安定的確保

固定資産税は市区町村財政を支える安定した基幹税であり、市区町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続きその安定的確保を図ること。

特に、平成28年度税制改正において創設された償却資産に対する固定資産税の時限的な特例措置について、期間の延長や対象範囲の更なる拡大は断じて行わないこと。

都市自治体は、企業誘致や設備投資の促進等を目的とした独自の産業政策を実施しているところであり、国の経済政策は国の責任で行い、地方の基幹税を用いるべきではない。

4 ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所

在市区町村に交付されており、市区町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、貴重な財源となっている。

ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な代替財源はあり得ず、現行制度を堅持すること。

5 森林環境税（仮称）の制度設計

森林環境税（仮称）については、既存国制度による対応や新たな仕組みの導入の是非を含めた幅広い議論を尽くすこと。その上で、税を創設するのであれば、国税により対応することとし、その徴収は個人住民税均等割の枠組みを活用することなく国の責任において行うこと。

また、その税収を全額市区町村の税財源にするとともに、その配分については森林を有しない自治体の環境施策にも寄与する仕組みとすること。

さらに、森林整備等に係る国・都道府県・市区町村の役割分担を整理したうえで、市区町村の役割に応じた継続的かつ安定的な財源確保の仕組みとすること。

6 地方一般財源総額及び地方交付税総額の確保等

近年の地方における基金の増加をもって地方財政に余裕があるかのような議論は、地方財政の実態を踏まえていないものと言わざるを得ず、国財政の健全化を優先した地方歳出の削減は断じて容認できない。

地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額及び地方交付税総額を確保するとともに、恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。

要請先の議員名

平成 29 年 11 月 28 日・29 日

東京都市区長会

会長 長 友 貴 樹